

文教委員会資料②

2 所管事務の調査（報告）

(1) 「放課後等の子どもの居場所に関する今後の方向性」の策定について

資料 1 「放課後等の子どもの居場所に関する今後の方向性」の策定に関するパブリックコメント結果について

資料 2 放課後等の子どもの居場所に関する今後の方向性（概要）

資料 3 放課後等の子どもの居場所に関する今後の方向性

こども未来局

（令和 7 年 4 月 1 7 日）

「放課後等の子どもの居場所に関する今後の方向性」の策定に関するパブリックコメント結果について

1 案に関するパブリックコメントの実施結果

(1) 実施結果

① 実施期間：令和7年1月27日（月）～令和7年2月28日（金）【33日間】

② 意見総数：55通 76件

③ 意見の対応区分：

項目	A	B	C	D	E	計
1 居場所づくりの基本的な考え方に関すること	0	1	4	5	0	10
2 学童期の居場所づくりに関すること	0	0	1	42	0	43
3 思春期の居場所づくりに関すること	0	0	10	1	0	11
4 その他	0	0	0	0	12	12
合計	0	1	15	48	12	76

【対応区分】A:意見を踏まえ反映したもの B:意見の趣旨が案に沿ったもの C:今後の参考とするもの D:質問・要望で案の内容を説明するもの E:その他

(2) 主な意見と本市の対応

① 主な意見

思春期の居場所の担い手に関する意見や、民間放課後児童クラブに関する要望などが寄せられました。

② 本市の対応

寄せられた意見が案に沿ったものや今後の参考とするもの、要望等であったことから、所要の整備を行った上で案のとおり「放課後等の子どもの居場所に関する今後の方向性」を策定します。

(1 居場所づくりの基本的な考え方に関すること) 10件

	主な意見（要旨）	市の考え方	対応区分
1	子どもの居場所をつくる時に、誰ひとり取り残さないためにも行政と地域団体・住民での居場所づくりを検討して欲しいです。	子どもにとって望ましい姿（Well-being）を実現するため、子どもを孤立・孤独から守り、健やかに育てるための居場所である、「Well-being で成長するための居場所」がより一層必要であると考えており、こうした居場所づくりについて、家庭・学校・地域・行政などで連携・協力しながら、地域社会全体で取り組んでまいります。	B
2	今後、具体策を社会に実装する仕組みが担保されるためには、「地域包括ケアシステム」及び「新しいコミュニティ」などの市の施策や、教育行政などとの分野間の接続も不可欠だと考えます。こうした社会実装に向けてのポイント（課題）についてもう少し言及すれば、よりリアリティが増すのではないかと思います。	居場所づくりについて、本市は庁内の関係部署、及び家庭・学校・地域などと連携・協力し、地域全体で取組を進めていくこととしています。 今後、ご意見いただいた施策・分野を含め、全市的に連携を図りながら取組を進めてまいります。	C
3	子どもがよく利用する SNS やチャットツール等を利用することが量・質共に充実した意見を集約することができるかと思うので、ぜひご検討ください。	子どもの意見を聴き、子どもにとって「行ってみたい、やりたいことができる、居心地の良い空間」である居場所づくりを行うことが重要であると考えています。 子どもからの意見集約につきまして、SNS等は情報共有・情報発信のための有効なツールであると認識しております。今後、実際に居場所づくりを進めるにあたり、可能な限り多くの子どもに意見を聴きながら進めるため、その活用についても検討を進めていきます。	C
4	子どもに意見を聞くのはいいが、子ども主体で進めるべきではないと思う。基本路線は大人が考えるべきである。	「子どもの声・主体性・価値観を大切にする居場所づくり」を念頭に、子どもを孤独から守り、健やかに育てるための居場所づくりについて、今後、本市において庁内の関係部署、及び家庭・学校・地域などと連携・協力し、地域全体で取組を推進してまいります	D
5	小中学校は生徒数に対する面積が狭すぎる。体を動かすことや放課後の部活動をもっと余裕をもたせるため、付近のこどもファーストなまちづくりを。	子どもの意見を聴き、子どもにとって「行ってみたい、やりたいことができる、居心地の良い空間」である居場所づくりを行うとともに、子どもの発達段階により、必要な居場所の目的・空間は異なるものと考えられることから、「子どもの発達段階に応じた目的・空間を有する居場所づくり」を念頭に、取組を推進してまいります。	D

6	「誰かの役に立つ実感」が重要だと感じた。NPO と協働して「社会参画」の機会をつくる必要がある。また、「何かをやりたい」と思った時の市民創発のノウハウを中学生に伝える場が必要。	子どもが幸せな状態（Well-being）で、積極的に社会に関わることによる、社会で自立した大人への成長を実現できるようにする必要があることから、「子どもの声・主体性・価値観を大切にする居場所づくり」を念頭に、本市は庁内の関係部署、及び家庭・学校・地域などと連携・協力し、地域全体で取組を推進してまいります。	D
7	行政や多様な機関が居場所を作っているが、ハード面（Wi-Fi などの設備）とソフト面の両方を考える必要がある。また、まちのあちこちに「場づくり」ができる人がいることを知り、育成していくことが重要。（同趣旨他 1 件）	学童期の子どもについては、子どもの自由な遊びなどのニーズがある一方、思春期の子どもについては、自由に気がねなく来られ、決まった目的はなく、誰もが利用できる、自分のやりたいことができる、行ってみたい・居心地の良い居場所が必要となることから、「子どもの発達段階に応じた目的・空間を有する居場所づくり」を念頭に、取組を推進してまいります。 加えて、居場所の運営者や地域において活動している人などへの意見聴取を行いながら、地域における居場所の担い手を確認し、順次居場所づくりを進めてまいります。	C
8	せっかく大事なことをとりくむのですから、小中学生の子をもつ親たち全員から意見を聞くアンケートを取って欲しいと思います。	居場所づくりについては、「子どもの声・主体性・価値観を大切にする居場所づくり」を基本的な考え方とし、本市は庁内の関係部署、及び家庭・学校・地域などと連携・協力し、地域全体で取組を進めてまいります。	D
9	良質な児童文化は、子どもと子どものつながり、子どもと大人のつながり、大人と大人のつながり、すべてを豊かなものにします。創作活動の場、自然への理解の場、遊びの場、芸術鑑賞の場、これらが、川崎市内のすべての子どもたちの生活圏内に保障されることを切望します。	地域によって子どもの状況や既に居場所となっている資源等の状況は異なることから、小地域単位で居場所づくりを進めることとしています。居場所の運営者や子ども自身、地域において活動している人への意見聴取を行いながら、地域の多様な資源を活用した居場所づくりを順次進めてまいります。	D

	主な意見（要旨）	市の考え方	対応区分
10	方向性案策定の趣旨にある、子どもが地域で健やかに育つことができる場所にも当てはまる。自主運営の学童クラブでは実際にこどもの居場所をつくっていると考えます。そして、質的な保障も行っていると考えます。そのため、小学校における既存の事業だけでなく、学童クラブもしっかりと居場所に入れて欲しいです。 また、学童クラブには補助金が出ていません。補助金が受け取れるようにしてほしいです。（同趣旨他 34 件）	本方向性案では、本市で実施している事業である「わくわくプラザ」「みんなの校庭プロジェクト（校庭開放）」「地域の寺子屋」を「既存の事業等」として位置付け、より一層の連携をしていくことで小学校における居場所づくりを推進することとしています。 子どもの居場所を広く捉えた場合には、こうした放課後等施策に加え、自宅や、塾や習い事、民間放課後児童クラブなど、様々な居場所で過ごしている子どももいるものと認識しています。 また、本市の放課後児童健全育成事業については、わくわくプラザ事業によって量の見込みに対応できることから、民間放課後児童クラブへの補助金は交付していませんが、地域での多様なプログラム提供の状況を踏まえ、下水道使用料の減免等や各種情報提供などを通じて、引き続き施設運営を支援してまいります。	D
11	こども文化センターの老朽化が進みすぎており、スタッフも見守りなどあまりする様子もなく、親としては居場所としてどうかと思う。小学校の近くにこども文化センターがない場合もあり、不便。理想ではあるが、綺麗な施設を小学校の近くに作ってほしい。	学童期の居場所づくりについては、当事者である子どもの視点に立ち、子どもの声を聴きながら、子どもにとって「行ってみたい、やりたいことができる、居心地の良い空間」が実現される居場所づくりを進めるとともに、その居場所は保護者にとっても安全・安心な場所となるよう、一日の大半を過ごしている小学校の施設において、順次居場所づくりを実施してまいります。	D
12	現状の学童期の放課後の居場所として「わくわくプラザ」と「こども文化センター」が挙げられていますが、そこでは市民がほとんど関われない状況にあります。「必要となる居場所」は、「地域社会全体で取り組む」ことが重要とされているのですから、地域社会の中で市民の自助努力により継続して取り組んでいる活動にも目を向け、そこでの活動の実態を調査することで、こどもにとっての居場所の在り方やこどもを囲む大人の役割が見えてきます。		
13	こどもの居場所が、学童期ではわくわくプラザで量的には充足されているとのことが川崎市の見解のようですが、「質的に充足されること」が、現在最も求		

	められています。(同趣旨他 1 件)		
14	川崎市は首都圏で住居含め過密な環境下に置かれることが多い。そのため広くて温かく、走り回れるような十分な広さがある場所で放課後過ごさせることが何よりの願いであり、活動内容以上に、そのような施設の充実が重要だと感じている。	本市においては放課後等施策として、放課後や土曜日、夏休みなどに、児童の遊びや生活の場を確保する「わくわくプラザ」事業や、放課後の校庭を“公園”のように捉えて、子どもたちに開放し、ルールづくりに参加してもらいながら、のびのびと遊べる場の提供を行う「みんなの校庭プロジェクト(放課後の校庭開放)」等を実施しており、今後、こうした放課後等施策の効果的・効率的な実施に向けた検討を進めてまいります。	D
15	校庭開放について、現在高学年からですが、低学年からの利用と見回り要員に対する予算の確保を期待します。	「みんなの校庭プロジェクト」は、学校運営に支障がない範囲で、子どもたちに校庭を開放する仕組みとして、公園と同じように常時の見回り要員を置かずに「自由にのびのび遊べる環境づくり」として実施しています。 一方で、特に低学年の児童については安全・安心という保護者のニーズにも配慮する必要があることから、見守り体制が充実している「わくわくプラザ」事業などとの棲み分けや連携に向けた検討を進めてまいります。	D
16	「学校の中や校庭を居心地の良い場所」という発想はいかがかと思います。今の川崎市には子どものやりたいことを実現する場所がありません。市の責任で子ども達の好奇心を育て、大人の支援者が実際にやってみることが可能な施設を創るべきです。	学童期の居場所づくりについては、当事者である子どもの視点に立ち、子どもの声を聴きながら、子どもにとって「行ってみたい、やりたいことができる、居心地の良い空間」が実現される居場所づくりを進めるとともに、その居場所は保護者にとって安全・安心な場所となるよう、順次居場所づくりを実施してまいります。	D
17	学童期の放課後の居場所は放課後児童健全育成事業をきちんと整備する事が重要と考えます。「わくわくプラザ」は区分を設けるなどして、全児童を対象とした事業と放課後児童健全育成事業を分けて運営するべきです。	今後、全児童対策である「わくわくプラザ」における放課後児童健全育成事業のあり方について、あらためて検証を進めていくこととしています。そのため、わくわくプラザにおける区分の設定等については、今後検証を進める際の参考とさせていただきます。	C

(3 思春期の居場所づくりに関すること) 11件

	主な意見（要旨）	市の考え方	対応区分
18	居場所をどうするか、にしか焦点があたっておらず、「誰が」対応するのかということには一切触れていない。ハコやイベントよりも、「だれが聞いてくれるのか、対応してくれるのか」が一番必要。子どもが過ごす環境全てに「ナナメのおとな」を配置する方が、特に思春期は圧倒的に子どもの孤独に気づける。（同趣旨他1件）	思春期の居場所づくりに関しては、「①地域における居場所の可視化 ②意見聴取を基にした課題・対策の確認 ③課題・対策に基づく居場所づくりの推進」という3 Step にて段階的に推進することとしています。 特に、「意見聴取を基にした課題・対策の確認」が重要であると考えており、今後、地域において活動している人等への意見聴取を行いながら、いただいたご意見を参考にし、地域における居場所の担い手を確認しながら順次居場所づくりを進めてまいります。	C
19	空き教室を活用して頂き、放課後の自習室としての開放を希望します。移動がない分安心ですし、時間の効率も良いと思います。遊びと勉強の場所を分ける事も大切だと思います。（同趣旨他1件）	思春期の居場所づくりに関しては、子どもが自由に気がねなく来られ、決まった目的はなく、誰もが利用できる、自分のやりたいことができる、行ってみたい・居心地の良い空間づくりを、地域と連携して進めることとしています。 いただいたご意見を参考とし、今後、小地域単位での居場所づくりを推進してまいります。	C
20	思春期の居場所づくりについては、学校内居場所カフェのような取り組みが参考にされるのだろうか。当該取組が広まることは大いに歓迎すべきであるが、実際には様々な自治体において、食料配布だけとなってしまうものや、補助金が出されている場合はその補助金目当ての志のない団体に委託されてしまっているもの等あり、十分な検討をされたい。		
21	高校生を対象とする NGO・NPO は多いが、中学生を受け入れる場は少ない。部活に入らないと居場所を見つけにくい現状があり、中学生の居場所が不足している。		
22	貧困や家庭環境の問題を抱える子どもの「生き場所」となる場が必要であり、川崎市の児童館には「のんびり過ごせる空間」としての役割を期待している。また、様々な種類の居場所を用意する必要がある。		
23	子どもは学校や塾で孤立しても家庭に居場所があれば、再スタートはできる。しかし、親は相談する場所	思春期の居場所づくりについては、地域によって子どもの状況や既に居場所となっている資源等の状況は異なることから、地域におけ	D

	がないとこどもの孤独、不安定を受けとめることができない。こどもの孤独を予防、解消したいのであれば、こどもの主な居場所(学校)をもっと安心できる環境にすることである。 不登校になっても、子や親がいつでも相談でき、立ち寄れる部屋を確保し、こどもの権利について知識と対応を身に付けた、教職員ではない第三者に常駐させる。	る実態を把握した上で、居場所の運営者や子ども自身、地域において活動している人への意見聴取を行いながら、地域における資源を活用した居場所づくりを進めてまいります。	
24	中学生が急に地域とつながるのは難しい。小学生のうちから関わることで、中学生になってもつながりを継続できるのが理想。小学生から関係が続いていれば、大人も子どもも温かい目で見られる地域性が生まれる。	思春期の居場所づくりに関しては、地域の大人の方々が適度な距離感で子どもに関わっていき、時には、悩みに寄り添い・支えることで、子どもが「孤独」な状態に陥ることを防ぎ、必要に応じて関係機関に繋げていくことで、子どもの状況が深刻化していくことを防止するような居場所づくりを進めることとしています。	C
25	対象となる子どもの状態によって、専門機関と地域の役割を明確に線引きする必要がある。どんな状態でも、「あなたは素晴らしい存在」と思える環境を作ることが大事。	今後、いただいたご意見を参考にし、居場所の運営者や子ども自身、地域において活動している人への意見聴取を行いながら、地域において求められる居場所を確認し、順次居場所づくりを進めてまいります	
26	地域の人が日頃から子どもたちを温かく受け止めることが重要。「受け止めてもらっている」と感じることで、子どもは少しずつ心を回復できる。		

	主な意見（要旨）	市の考え方	対応区分
27	部活動のあり方は昔と変わらない所もあり、1つの部活動を続ける事が良しとするのは、古いようにも感じます。親としては、部活動は楽しく有意義に自分に合う活動を探せるものであって欲しいと思います。勉強か部活かも人それぞれ選択が出来、取り組めたら良いと思います。	「川崎市立学校の部活動に係る方針」では、校長は、休養日及び活動時間等の設定にあたり、地域や学校の実態を踏まえた工夫として、定期試験前後の一定期間、部活動共通、学校全体の部活動休養日を設けること等、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定めることとしており、その運用については学校が実情に応じて決定しているところです。部活動の運用等については、今後も引き続きバランスのとれた部活動の運営に向けて、各学校に周知してまいります。	E
28	わくわくプラザは一回退出してしまうともう一度戻ることはできません。もっと融通を利かせられないのでしょうか。	わくわくプラザは、一度帰宅してからの参加は、参加児童の把握が困難になるとともに、自宅との往復回数が増えることによって事故発生の可能性も増えることから、特別の場合を除き、行わないこととしています。 今後につきましても、子育て家庭のニーズを踏まえながら、児童の健全な育成を図るため、全ての小学生の安全安心な居場所づくりを進めていきます。	E
29	わくわくプラザについて、おやつの締め切りを前日までにするなど、遅くしてほしい。	業者へ発注してから納品までの期間を確保するために、5日程度前に申し込み締め切り日を設定した運用をしているところです。 今後につきましても、子育て家庭のニーズを踏まえながら、児童の健全な育成を図るため、全ての小学生の安全安心な居場所づくりを進めていきます。	E
30	今後、こども文化センターや図書館での「安心でんしょばと」の活用を期待します。	「安心でんしょばと」の本市公共施設への導入については、施設の性質を踏まえ、個別に判断してまいります。	E
31	家庭への経済的負担をできるだけ削減するよう、行政側も横の連携を図り、18歳未満のこどもへの扶養控除を撤廃するよう求める。	扶養控除については、所得税法に基づく国税の制度であることから、引き続き、国の動向を注視してまいります。	E
32	様々な家庭の在り方において、周囲の家族、親族、友人から平等に支えることができる体制が必要で、子どもを第一に支える人を尊重して、子どもの権利条約とも紐づけた一体化が必要と考えます。また、親の	本市では、第2期川崎市子ども・若者の未来応援プランに基づき、子どもが地域の中ですこやかに育つことのできる環境の充実に向け、妊娠・出産期から青年期に至るまで、子ども・若者のライフステージに応じた切れ目のないきめ細やかな支援に取り組むとともに	E

	子育ての責務を重視するとともに、多様な家族の在り方を支えるためにも、川崎市の陳情第1号のように審議が途中になったまま方策が出ていないので、ぜひ具体的なケアができる実効性を設けてほしいと思います。	に、子ども・若者や子育てをする家庭に寄り添いながら、地域社会全体で支える仕組みづくりを進めています。 また、離婚及びこれに関連する家族法制の見直しについては、民法等の改正に伴い国において各種制度の見直し等が検討されていくと認識しており、今後も国の動向を注視しながら、適切に対応してまいります。	
33	地域企業と連携しながら、将来を結び付けて学習意欲を高める機会がさらに必要だと思います。学習意欲向上は大人からの刺激を増やすことも重要です。出前授業をもう少し増やしていいのではないかと思います。多数の企業が、川崎市に存在します。	本市では、かわさき教育プラン（第2次川崎市教育振興基本計画）に基づき「キャリア在り方生き方教育」を推進しております。各学校が育成を目指す資質・能力や学校の実態に応じて、地域人材の活用や地元企業等との連携を図りながら教育課程を編成しており、その目標の実現に向けて、出前授業に取り組んでいる学校もあります。児童生徒が学ぶ意義を実感することは重要であると考えておりますので、引き続き、児童生徒の学習意欲の向上や資質・能力の育成に資する地域人材や外部機関等との連携を図ってまいります。	E
34	公園も小さな規模で、小さい子ども達が遊ぶ場所はそこそこありますが、ほんとに体を動かすことができるような広々とした場所は限られています。身近に学齢期の子どもたちが自由に利用できる広い公園の設置を計画に盛り込んでください。	川崎市では公園が足りていない地区において、優先的な公園整備に向けて取り組んでいます。しかし、市街化が進む市域においては、公園用地の取得には、地権者（土地を所有している方）や近隣住民の方の協力や予算の確保など、多くの課題があるのが現状です。今後も、公共用地の利用転換、土地の寄付や借地公園制度（公園として使うために土地を譲り受けたり、貸してもらう制度）等の活用を検討するなど、身近な公園緑地の整備に努めてまいります。	E
35	「寺子屋先生」を創設以来続けているのだが、週1回、30分程度が宿題を中心とした学習時間であり、「宿題が中心・塾ではない、教え込むのではない」が原則であることから、「学習支援」から見たら、寺子屋は最初からごくごく限られたことしかできないものと思わざるを得ない。寺子屋の活動に大きな意義を感じたことは一度もないままである。これからも「最低限のかかわり」以上のものは期待できないと思っている。	各寺子屋の運営は、実施団体が児童生徒や学校等の実状にあわせて行っています。令和5年度に地域の寺子屋事業に参加した子どもへのアンケートでは、7割以上が「勉強が好きになった」や「勉強のわからないところがわかるようになった」、9割以上が「家の人や先生以外の大人と話ができた」との結果になっており、子どもたちの学ぶ意欲向上や多世代交流等に、寺子屋先生が果たしていただいた役割は大きく、寺子屋先生の活動の意義は大きいものと考えています。	E
36	「朝」の登校までの時間についても子供の居場所を	各小学校においては、学校や地域の実情に応じて、開門時間より早	E

	作って欲しいです。近年、両親共働きの家庭が増えており、朝は、親の方が早く家を出て行ってしまう小学生が多いと思います。の少しの時間かもしれませんが、子供にとっては、子供だけの不安で怖い時間になります。そこで、安心・安全な居場所で心を落ち着いた状態で学校へ向かえる環境が整ってくれたら、子供だけでなく、家族みんなが幸せになれると思っています。	く登校する児童に対し、開門を早めたり、開門後、昇降口を開けるまでの待機場所を用意するなどの対応をしております。 今後につきましても、各学校の現状を共有した上で、開門後の学校管理上の課題とともに、他都市における取組の状況も踏まえ、朝の居場所づくりの手法等について検討してまいります。	
37	子供をどこかに預けずに、親が早く帰って来られる環境も大切だと思います。 川崎市は時短の期間が中学生までに拡大されたと聞き、とても良いことだと思っています。今後は夜勤免除の期間も中学生まで延びるといいなと思っています。 また、この流れが一般企業にも浸透すれば、子供達と過ごせる時間も増え、居場所ができることにつながると思います。市の条例を作る、企業へ働きかけることは難しいかもしれませんが、ご検討いただけたら幸いです。	本市では、子が小学校就業の始期に達するまでの間、常時勤務を要する職のまま、当該職員が希望する日及び時間帯に勤務できる「育児短時間勤務制度」や、子が小学校就業の始期に達するまでの間、勤務の始め又は終わりに1日2時間まで取得できる「部分休業」の制度があります。 また、令和7年4月1日より、部分休業の小学生版として、小学生の子を養育する職員を対象とした「子育て部分休暇」を導入し、職員は1日2時間まで当該休暇を取得できるようになりました。 民間企業につきましても、「育児・介護休業法」に基づき、適切に育児に関する諸制度を設けているものと認識しております。	E
38	私は、今、ヤミバイトと親を離れぬ若者という記事に関心を持っていますので、ご近所の了解があればいいことではないかと思っています。	闇バイトについては、今回の意見募集の趣旨・範囲とは異なりますが、本市では「第2期川崎市子ども・若者の未来応援プラン」に基づき、未来を担う子ども・若者が、夢や希望を抱き、一人ひとりが持つ力を活かして、社会の中で自立し主体的な人生を送ることで幸せが実感できるよう、ライフステージを通した切れ目のない子ども・若者の育成支援や子育て支援を総合的に進めています。	E

2 案からの変更点

用語・用字の修正など、所要の整備を行っています。

放課後等の子どもの居場所に関する今後の方向性（概要）

第1章 策定の趣旨、位置づけ等

1 策定の趣旨

- 本市の居場所づくりに関する取組の具体化を目的として策定

2 居場所の方向性の位置づけ

(1) 国の計画等との関係

- 「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」（令和3（2021）年12月）
全てのこどもが、安全で安心して過ごせる多くの居場所を持ちながら、幸せな状態（Well-being）で成長できるよう、家庭、学校、職域、地域等が一体的に取り組むこと等を基本理念として提示
- 「こどもの居場所づくりに関する指針」（令和5（2023）年12月）
国としての考え方、居場所づくりに関する全ての者が本指針に掲げる理念等を共有すること等を提示

(2) 本市の計画等との関係

- 「第2期川崎市子ども・若者の未来応援プラン」（令和4（2022）年3月）にて、子どもを孤立から守り、健やかに育てるための居場所がより一層必要となっていること等を提示
- 居場所の方向性は、こうした居場所づくりに関する方向性を示すものとして位置づけ

3 居場所の方向性の対象

- 居場所の方向性は、「学童期（主に6～12歳）、思春期（主に13～18歳）」のこどもの居場所づくりを対象

第2章 居場所を取り巻く現状と課題

1 子ども自身の状況

(1) 小・中学生の自己有用感、自己肯定感、将来への希望感

- 学年が上がるにつれ、自己有用感・自己肯定感・将来への希望感とも低下する傾向にあるとともに、自己有用感は比較的高いものの、自己肯定感を持っていない子どもが比較的多いという状況

(2) 小・中学生の社会参加

- 人の役には立ちたいと思う子どもは比較的多いものの、社会参加をしていない、またはしたいと思っていても出来る機会がない子どもが比較的多い状況

(3) 不登校児童・生徒数、要保護児童対策地域協議会取扱件数の増加

- 不登校児童・生徒数、要保護児童対策地域協議会取扱件数は増加傾向にあり、その背景として孤立、孤独状態にある子どもの増加があるものと考えられる状況

2 子どもを取り巻く状況

(1) 人口の状況

- 年少人口については既に減少過程に移行していると想定される状況

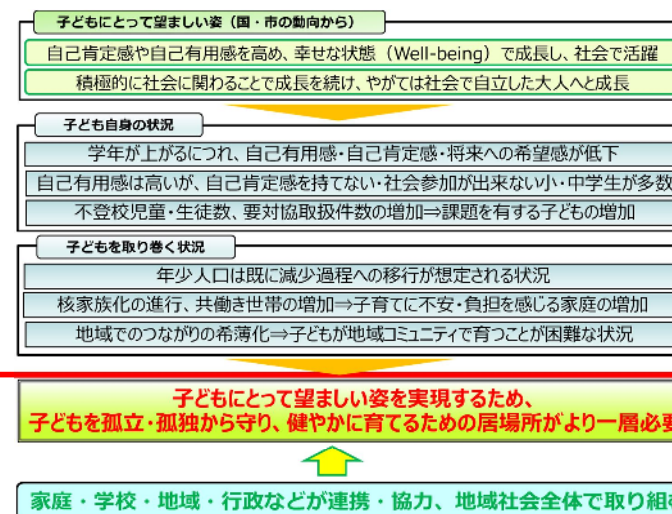
(2) 家庭の状況

- 核家族化の進行、共働き世帯の増加により、子育てに不安・負担を感じる家庭の増加が考えられる状況

(3) 地域の状況

- 近所との交流の希薄化、町内会・自治会等の住民組織への加入率の低下により、地域でのつながりが希薄化し、子どもが地域コミュニティで育つことが困難な状況が生じているものと考えられる状況

3 居場所を取り巻く現状と課題を踏まえた必要となる居場所



第3章 Well-beingで成長するための居場所づくりに向けた検討

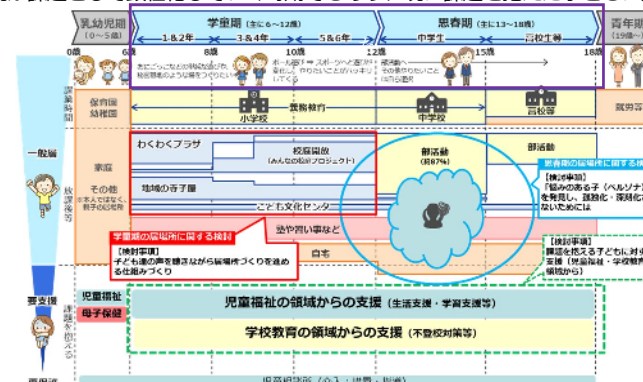
1 子どもの発達段階（学童期・思春期）に応じた検討

●学童期の子ども（主に6～12歳）

- ・安全・安心という保護者のニーズに配慮しながらも、当事者である子どもの視点に立ち、子どもの声を聴きながら居場所づくりを進める仕組みづくりが重要
- ・小学校における放課後等の居場所について、わくわくプラザ、みんなの校庭プロジェクト（校庭開放）、地域の寺子屋等の放課後等施策がより一層の連携をしていくことが重要

●思春期の子ども（主に13～18歳）

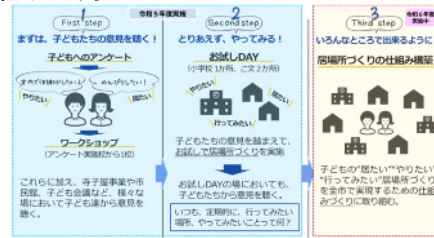
- ・子どもを温かく見守り、時には支えてあげることで、「孤独」な状態に陥ることを防ぎ、そのことで、子どもの状態が深刻な状況とならないよう、子どもの健全な成長を促すための居場所づくりが必要
- ・深刻な状況が課題として顕在化していく時期でもあり、現に課題を抱えた子どもにも対する支援も必要



2 学童期の居場所に関する検討

(1) 子どもの声を聴きながら居場所づくりを進める仕組みづくり

- 令和5（2023）年度から令和6（2024）年度にかけて、以下の3 Stepで検討
- ・Step 1（First step）まずは、子どもたちの意見を聴く！
- ・Step 2（Second step）とりあえず、やってみる！
- ・Step 3（Third step）いろんなところで出来るように！



ア Step 1：まずは、子どもたちの意見を聴く！

(ア) 子どもへのアンケート

(イ) ワークショップ

- どのようなニーズを持っているかを把握するため、小学生に対しアンケートを実施するとともに、ニーズを直接、対話により把握するため、東柿生小学校の児童とのワークショップを実施

(ウ) 子どもへのアンケート結果及びワークショップからの考察

- 子どもは以下のようなニーズ等を持っていることが判明
 - ・一人で静かに、またはみんなとのんびり過ごしたい。
 - ・室内で体を動かしたり、ゲーム・SNS、おしゃべり、友達と一緒に勉強をしたい。
 - ・室内で運動するなら、場所は体育館が良い。
 - ・「飲食が禁止されている」などの理由で、やりたいことができない。

イ Step 2：とりあえず、やってみる！

(ア) お試しDAYの実施

- ニーズ等を実現するため、東柿生小学校、柿生・王禅寺こども文化センターで「お試しDAY」を実施
- 子どもの意見を基に、これまで放課後に利用していなかった東柿生小学校の体育館・ミーティングルームの開放、こども文化センターの学習室の机を低くするなどのレイアウト変更、大型モニター・Wi-Fiの設置等を実施

(イ) お試しDAYの実施からの考察

- お試しDAYの結果をまとめると、以下のとおり
 - ・取組を継続して進めるとともに、他の場所でも横展開できるようにすることが必要
 - ・場所によっては、何かあったときに身近に頼れる人がいるなど、一定程度の大人の見守りが必要
 - ・発達段階に応じた行動範囲・生活圏を意識した居場所づくりが必要
 - ・全ての子どもにとって「行ってみたい、やりたいことができる、居心地の良い空間」をどのように実現するか、引き続き検討が必要

ウ Step 3：いろんなところでできるように！

(ア) 効率的・効果的な運営に向けた検討

- 小学校や指定管理者との意見交換により、学校の状況に応じた個々の調整、既存の放課後等施策の一層の連携の必要性を認識
- 東高津こども文化センターで子どもの声を聴きながら居場所づくりを進める取組を実施

(イ) 地域社会全体で見守り、支える活動の検討（関係人口の拡大）

- 地域住民が主体となって、子どもたちのために活動している地域教育会議や地域の寺子屋事業の取組は、活動内容自体が子どもたちの居場所にも資することから、課題の整理と解決に向けた取組を推進

(ウ) 居場所づくりを横展開するための仕組みづくり

- 放課後の子どもの居場所づくりに実績のあるNPO法人等に委託し、東高津小学校、東高津こども文化センターでのワークショップ、お試し運営等を通じた仕組みづくりを推進

3 思春期の居場所に関する検討

(1) 子どもを孤独化・深刻化させないようにするための居場所づくり

ア 子どもへのアンケート

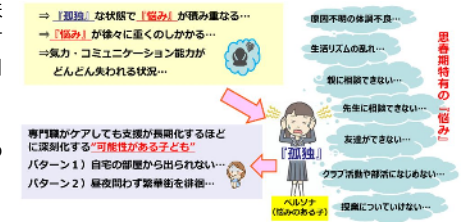
- ほとんどの子どもは放課後が忙しく、余暇があれば自宅でのんびりしたいと考えていることが判明
- 忙しい中でも思春期特有の悩みが様々なボリューム・グラデーションで存在していると考えられる状況

イ 「係長級ワークショップ」での検討

- 現場で子どもに携わってきた教員や児童相談所・みまもり支援センターの心理職の係長級職員を中心とした庁内ワークショップ（以下「係長級ワークショップ」という。）を立ち上げ、検討実施

(ア) 思春期の子どもに関する仮説

- 「思春期特有の悩みが、『孤独』な状態で積み重なることにより、気力・コミュニケーション能力が失われ、専門職がケアしても支援が長期化するほどに深刻化する可能性がある子どもが存在する」という仮説を立て、そうした子を「ペルソナ」と設定
- どのような居場所があればペルソナを発見し、孤独状態を取り除き、深刻化を防げるか等について検討



(イ) 「孤独」の問題点（悩みが積み重なることのリスク）

- 「『孤独』がなぜ問題なのか」について意見交換を行い、以下の問題点を認識共有
 - ・誰もがペルソナとなる可能性があり、ペルソナの把握、定量化・定数化は困難であること
 - ・思春期において孤独は視野を狭め、支援がなくなり深刻化につながる
 - ・客観的概念の「孤立」よりも主観的概念の「孤独」の方がよりリスクが高いこと

(ウ) ペルソナを発見し、孤独状態を取り除き、深刻化を防ぐための居場所

- 主に、居場所に必要な「人」「空間」（ソフト面・ハード面）に関し意見交換

(エ) 係長級ワークショップのまとめ

- 係長級ワークショップでの議論を基にした、必要となる思春期の居場所は以下のとおり

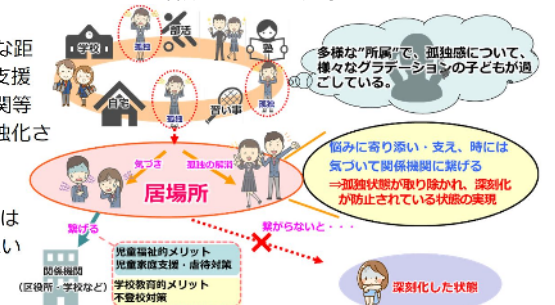
【対象】誰もが利用できることが必要であるため、全ての思春期の子どもが対象

【目的】

地域の大人が、気軽な声かけなど適度な距離感で関わり一緒に考えてくれたり、支援が必要となる子どもを発見して関係機関等につなげたりすることで、子どもを孤独化させない、深刻化を防止

【目的実現のために必要な空間】

自由に気兼ねなく来られ、決まった目的はなく、誰もが利用できる、自分のやりたいことができる、行ってみたい空間



ウ 小地域単位での居場所づくりの推進

- 地域によって子どもの状況や、既に居場所となっている資源等の状況は異なることから、思春期の居場所づくりについては、小地域単位で進めていくことが必要

エ 支援が必要な子どもへの対応

- 深刻化したことにより支援が必要な子どもに対し、子ども一人ひとりの状況に応じた適切な支援を行っていくことが必要

第4章 放課後等の子どもの居場所に関する今後の方向性

1 基本的な考え方

(1) 子どもの声・主体性・価値観を大切にする居場所づくり

- 子どもの意見を聴き、子どもにとって「行ってみたい、やりたいことができる、居心地の良い空間」である居場所づくりを行うことが重要であり、それを地域の大人が理解・見守り・支える姿勢を持つ必要があるため、「子どもの声・主体性・価値観を大切にする居場所づくり」を念頭に、地域全体で取組を推進

(2) 発達段階に応じた目的・空間を有する居場所づくり

- 子どもの発達段階（学童期・思春期）により、必要な居場所の目的・空間は異なると考えられるため、「子どもの発達段階に応じた目的・空間を有する居場所づくり」を念頭に、取組を推進

(3) 子どもの状況に応じた支援の実施

- 子どもの成長や自立を大きく阻害する懸念事項も、その要因は単独とは限らず、複合化している場合もあると考えられることから、「子どもの状況に応じた支援の実施」を念頭に、「教育」と「福祉」の領域からの支援に関する各施策のシームレスな連携（各局による一体的な取組）による取組を推進

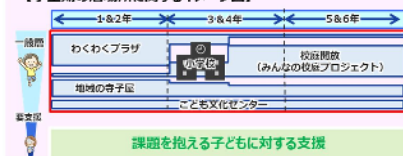
2 取組の方向性

- 「1 基本的な考え方」を踏まえ、取組の方向性の全体像をとりまとめ

(1) 学童期の居場所づくり

- ・子どもにとって「行ってみたい、やりたいことができる、居心地の良い空間」の実現
- ・居場所づくりにおける安全・安心の確保
- ・放課後等施策の一体的な取組の推進

【学童期の居場所に関するイメージ図】



(2) 思春期の居場所づくり

- ・子ども達の多様な主体性や価値観への対応
- ・子ども達の状況が深刻化していくことの予防
- ・地域と連携した居場所づくりの推進

【思春期の居場所に関するイメージ図】



(1) 学童期の居場所づくり

- 小学校における放課後の居場所について、以下の取組の方向性を基に居場所づくりの取組を推進

取組の方向性	内容
子どもにとって「行ってみたい、やりたいことができる、居心地の良い空間」の実現	子どもの声を聴きながら居場所づくりを進める横展開の仕組みを活用し、市内の小中学校で順次居場所づくりを実施します。
居場所づくりにおける安全・安心の確保	小学校における居場所づくりにおいて、場所によっては一定程度の大人の見守りが必要と考えられることから、子どもにとって「行ってみたい、やりたいことができる、居心地の良い空間」とのバランスに配慮した居場所づくりを進めます。
放課後等施策の一体的な取組の推進	「わくわくプラザ」「みんなの校庭プロジェクト（校庭開放）」「地域の寺子屋」の効果的・効率的な実施に向けた検討を行います。 また、全児童対策である「わくわくプラザ」における放課後児童健全育成事業のあり方について、あらためて検証を進めます。

(2) 思春期の居場所づくり

- 思春期の子どもは多様な主体性や価値観を持っており、そのことに対応した居場所づくりを進めるとともに、以下の取組の方向性を基に居場所づくりの取組を推進

取組の方向性	内容
子どもの多様な主体性や価値観への対応	子どもが自由に気がねなく来られ、決まった目的はなく、誰もが利用できる、自分のやりたいことができる、行ってみたい・居心地の良い空間づくりを進めます。
子どもの状況が深刻化していくことの予防	地域の大人の皆さんが適度な距離感で子どもに関わっていき、時には、悩みに寄り添い・支えることで、子どもが「孤独」な状態に陥ることを防ぎ、必要に応じて関係機関に繋げていくことで、子どもの状況が深刻化していくことを防止するような居場所づくりを進めます。
地域と連携した居場所づくりの推進	地域によって子どもの状況や既に居場所となっている資源等の状況は異なることから、小地域単位で居場所づくりを進めます。

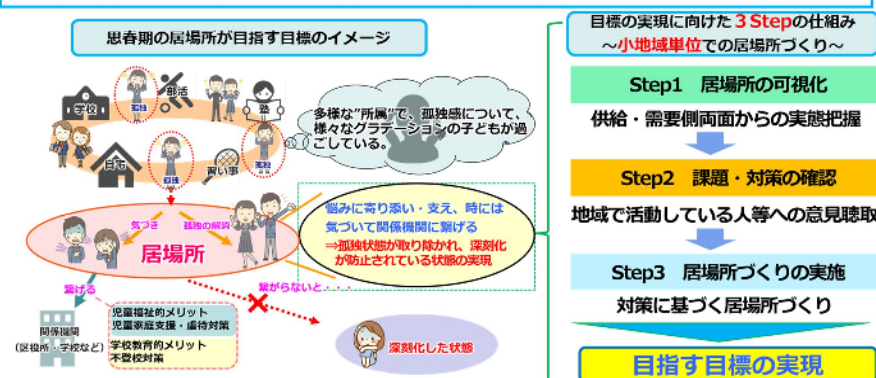
- 地域と連携した居場所づくりの推進については、「地域における居場所の可視化⇒意見聴取を基にした課題・対策の確認⇒課題・対策に基づく居場所づくりの推進」という3Stepにて、小地域で段階的に推進

目指す目標

居場所にいる子どもの**孤独状態が取り除かれ、深刻化が防止**されている状態の実現

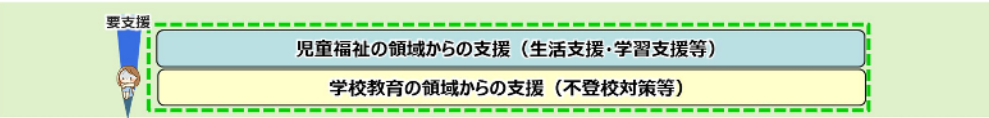
そのために…

「悩みに寄り添い・支え、時には気づいて関係機関に繋げる」居場所づくりを進める



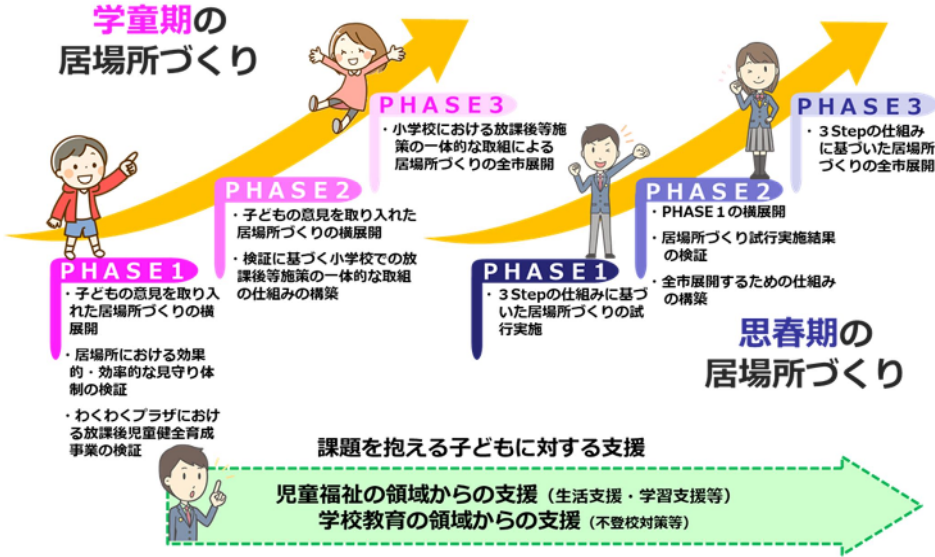
3 課題を抱える子どもに対する支援

- 「教育」と「福祉」が連携して、双方の視点・専門性を活用した「相談・支援」のスキームを構築するとともに、子ども一人ひとりの様々な課題をサポートするための「複数の選択肢」について取組を実施
- 青少年に関わる施策の総合調整を効率的・効果的に推進する体制づくり



4 放課後等の居場所づくりに向けたフェーズ・全体スケジュール

- 学童期・思春期の居場所づくりの全市展開等に向け、以下のフェーズにて取組を推進



- 令和7（2025）年度に「PHASE 1」の取組、課題を抱える子どもに対する支援の取組を進めることで「PHASE 2」以降の内容等の具体化を図るとともに、今後策定予定の「第3期川崎市子ども・若者の未来応援プラン」への居場所づくりに関する取組の位置づけ（以下のスケジュールを参照）

